

住宅宿泊事業約款

第1条（適用範囲）

エンゼルリゾート湯沢（以下、当施設とする）が宿泊者との間で締結する住宅宿泊事業契約（以下、宿泊契約とする）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当施設が法令に反せず、かつ、宿泊者の不利にならない範囲で書面その他の適切な方法により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条（宿泊契約の申し込み）

当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により、宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料とその消費税の総額を限度として当施設が定める申し込み金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求

めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 当施設の所在する都道府県で定める旅館業法の衛生措置の基準等に関する条例の規定する場合に該当するとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した場合を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当施設の契約解除権）

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 各都道府県における旅館業法の衛生措置の基準等に関する条例に該当するとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設において定める管理規約・使用細則の禁止事項に従わないとき。
- (7) 宿泊客が、当施設に対して宿泊料金を支払わないとき、又は支払いを遅延したとき。
- (8) 宿泊客が、当施設に対して事前に何らの申し出なく客室を3日以上不在にしたとき。
- (9) 宿泊客が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき

2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。また、かかる解除により宿泊客に損害が生じた場合でも、当施設はその損害を賠償しません。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者全員の氏名
- (2) 宿泊者全員の住所
- (3) 宿泊者全員の職業
- (5) 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- (6) 宿泊日及び到着予定時刻
- (7) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (8) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の40%

- (2) 超過6時間までは、室料相当額の80%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

第10条（利用規定の遵守）

宿泊客は当施設内においては、当施設内に掲示した利用規定に従っていただきます。

第11条（営業施設）

当施設の主な施設等は次のとおりとし、施設等の営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

- (1) フロント
- (2) 付帯サービス施設
 - コインランドリー
 - 自動販売機
 - 温泉大浴場
 - ファミリーマート
 - ビリヤード・卓球

第12条（料金の支払い）

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、原則として宿泊契約が成立した後、7日以内にお振込みにより支払っていただきます。但し、当施設が認めた場合には、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発又は当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当施設の責任）

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供で

きないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（寄託物等の取扱い）

宿泊客が、フロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、金5万円を限度として、当施設はその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品があつて、当施設の故意又は過失により、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、金5万円を限度として、当施設はその損害を賠償します。

第16条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先だつて当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウト（契約解除による退去を含む。）したのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間を限度として保管し、現金及び貴重品については、その後最寄りの警察署に届け、その他の物品については、所有権を放棄したものとみなして任意に撤去又は処分することができるものとします。なお、飲食物、ゴミその他衛生上又は安全管理上の理由により保管に適さないものは、直ちに処分することができるものとします。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。但し、前項の処分により宿泊客に損害が生じても、当施設はその責任を負わないものとします。

4 当施設は、第2項の規定により残置物を撤去又は処分した場合に要した費用を、宿泊客に請求することがあります。

第17条（駐車責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条1項及び第12条1項関係）

内容		
支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料・・・室料
	追加料金	館内施設利用料金
	税金	消費税

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊～前日	2日前	3日前	4日前	5日前
違約金割合	100%	80%	60%	40%	20%

（注）

1.％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。